

山の恵みを次世代に



川合玉堂「山家早春」 ((C) 東京富士美術館イメージアーカイブ /DNPartcom;)

「山はみんなの宝」 憲章

一、 私たちは
山をうやまい、山にしたしみ、山の自然と文化を守り、次の世代に引き継ぎます。
(私たちの責務)

二、 私たちは
山のもたらす豊かな恵みに感謝し、山の自然環境を保全するための取り組みや費用について、応分の負担をします。
(利用者負担)

三、 私たちは
山のきびしい自然と謙虚に向きあい、安全な利用を心がけ、みずからの責任を自覚して行動します。
(自己責任)

四、 私たちは
未来を担う子どもたちとともに、山での楽しい自然体験を共有し、生きる力を育みます。
(環境教育)

五、 私たちは
地域の山ごとにルールとマナーが作られるよう、その取り組みを支持するとともに、適正な利用の普及啓発に努めます。
(入山者の行動指針)

平成二十五年六月二十七日

「山はみんなの宝」 憲章制定委員会

